

公益財団法人愛知県スポーツ協会事務局事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）の理事長の権限に属する事務の決裁に関し、事務の円滑かつ適正な執行を確保し、及び責任の明確化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長又はその補助職員が、この規程に定める範囲に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 理事長の補助職員が、この規程の定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長の決裁を受けるいとまのない場合又は専決権者が不在である場合において、この規程に定める者が代って決裁することをいう。

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、理事長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(理事長決裁事項)

第4条 理事長は、おおむね次に掲げる事項を決裁するものとする。

- (1) 総合企画及び運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 事業の計画及び実施方針に関すること。
- (3) 理事会、評議員会その他重要な会議に関すること。
- (4) 定款の変更その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 基本財産の変更に関すること。
- (6) 理事（学識経験者）の選出に関すること。
- (7) 役員報酬の決定及び服務等に関すること。
- (8) 職員の定数の配置に関すること。
- (9) 監督官公署に対する重要な許可及び承認申請に関すること。

(常務理事の専決)

第5条 常務理事は次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 理事長決裁事項のうち、特に重要又は異例でない事項に関すること。
- (2) 予算の編成に関すること。
- (3) 決算の調製に関すること。
- (4) 重要な契約の締結に関すること。
- (5) 予備費の使用に関すること。
- (6) 1件200万円以上の工事の実施、物品の購入及び修繕に関すること。
- (7) 固定資産、物品の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 会長、副会長、名誉会長、顧問及び参与の委嘱に関すること。
- (9) 登記に関すること。

- (10) 事業の実施に関する事。
- (11) 刊行物の発行に関する事。
- (12) 職員の任免に関する事。
- (13) 職員の表彰及び懲戒処分に関する事。
- (14) 職員の海外出張に関する事。
- (15) 事務局長の服務等に関する事。

(事務局長の専決)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 監督官公署に対する重要な報告に関する事。
- (2) 重要な届出、申請、催告、通達、通知、送付、照会、回答、依頼及び報告に関する事。
- (3) 予算の執行及び科目の流用に関する事。
- (4) 所掌業務の広報に関する事。
- (5) 契約に関する事。
- (6) 1件10万円以上200万円未満の工事の実施、物品の購入及び修繕に関する事。
- (7) 取引金融機関の決定及び出納責任者の指定に関する事。
- (8) 特別の出納責任者の指定に関する事。
- (9) 主幹以上の職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関する事。
- (10) 主幹以上の職員の国内出張に関する事。
- (11) 主幹以上の職員の住居手当、通勤手当、扶養手当等諸手当の認定に関する事。
- (12) 職員の定期昇給等に関する事。
- (13) 職員の証人又は鑑定人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署等へ出張することの承認に関する事。
- (14) 職員の研修、講習会等に関する事。
- (15) 職員の給与等の支出に関する事。
- (16) 職員の事務分掌に関する事。
- (17) 臨時職員の雇用に関する事。

(事務局次長の専決事項)

第7条 事務局次長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 軽易な届出、申請、催告、通達、通知、送付、照会、回答、依頼及び報告に関する事。
- (2) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (3) 職員の時間外勤務手当、休日勤務及び夜間勤務に関する事。
- (4) 副主幹以下の職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関する事。
- (5) 副主幹以下の職員の国内出張に関する事。
- (6) 副主幹以下の職員の住居手当、通勤手当、扶養手当等諸手当の認定に関する事。

- (7) 所得税、住民税、社会保険料等の納入に関する事。
- (8) 1件10万円未満の工事の実施、物品の購入及び修繕に関する事。
- (9) 役員費用弁償等に関する事。

(主幹の専決事項)

第8条 主幹は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 定例かつ極めて軽易な届出、申請、催告、通達、通知、送付、照会、回答、依頼及び報告に関する事。
- (2) 金銭及び有価証券の保管に関する事。
- (3) 固定資産の管理責任に関する事。
- (4) 文書管理及び職員の身分証明書に関する事。

(類推による専決)

第9条 この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により、専決することが適当であると認められるものは、この規程に準じて専決することができる。

(常務理事の代決)

第10条 理事長が不在であつて、かつ、緊急を要するときは、常務理事が理事長の専決すべき事務を代決することができる。

(事務局長の代決)

第11条 常務理事が不在であつて、かつ、緊急を要するときは、事務局長が常務理事の専決すべき事務を代決することができる。

(事務局次長の代決)

第12条 事務局長が不在であつて、かつ、緊急を要するときは、事務局次長が事務局長の専決すべき事務を代決することができる。

(主幹の代決)

第13条 事務局次長が不在であつて、かつ、緊急を要するときは、主幹が事務局次長の専決すべき事務を代決することができる。

(代決の制限)

第14条 前4条の代決は急施を要する事項に限るものとする。

(後関)

第15条 代決した事務のうち、当該代決権者において必要と認めるものについては、それぞれ上司の後関を受けなければならない。

(代決者の不在等)

第16条 代決を行うことができる者の定めのない場合又は専決権者及び代決を行うことができる者が共に不在の場合にあつては、当該専決権者の上司の決裁を受けるものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務決裁に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年度定時評議員会(平成27年6月17日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。